

## 第407回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和4年10月25日（火）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

~~6 番 吉田とも委員~~

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 8人

佐藤秀雄推進委員、山口守推進委員、齋藤吉昭推進委員、金子俊信推進委員

鈴木憲一推進委員、奈良崎洋一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 6 番 吉田とも委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第464回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程6 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第3号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程10 報告第5号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程11 報告第6号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤 亜子

議長（会長） 定刻になりましたので、10月17日に告示になりました、第407回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年10月17日、上山市農業委員会告示第12号により、令和4年10月25日、第407回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年10月18日付け農委第103号をもって、第407回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第407回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、6番、吉田とも委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が8人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、5番、山口久志委員、12番、渡邊智春委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は富山県高岡市在住の〇〇氏、無職、譲受人は山形市在住の〇〇氏、農業であります。皆沢地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。2番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号1について説明します。昨日の夜、〇〇氏に電話で話を聞きました。今回売買される田ですが、この隣に三反歩区画で奥のほうに遊休農地に残っている水田があり、そこを買ってもらうよう土地改良区の方でも話し合いを進めてきたところであります。皆沢地区にも水稻栽培をしている田がその近くに3枚か4

枚ほどあったと思われ、そこまで通って農家をしており、これからも雑木林のようになっているその土地を開墾して来年から作付けしたいそうです。現在は木を伐採して伐根するだけになっており許可相当と思われます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2及び3については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。譲渡人は三本松在住の〇〇氏、会社役員及び〇〇氏、無職、譲受人は山形市に事務所を有する社会福祉法人〇〇であります。三本松地内の畑7筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地法施行令第2条では、社会福祉事業等を行うことを目的として設立された法人で、営利を目的としない法人がその権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、農地の権利を取得することは可能であるとしています。本件につきましては、障害者の就労継続支援事業を拡大するために農地の所有権を取得するものであり、本規定に該当するため、許可相当と考えます。なお、この場合譲受人の要件は、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、下限面積の要件は適用除外となり、地域との調和の可否のみが要件となりますが、地域との調和の可否は可で、許可要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。10番、富田憲一委員。

富田委員 この件に関しまして、事務局長の方から法人が農地を取得するにおいて福祉法人のために可能だというのは報告の通りだと思います。10月21日福祉法人〇〇の事務長立会いの下聞き取りを行いました。この法人は小穴や松沢地区にも農地を取得しており、今回取得予定の農地ではワイン用のぶどうを作付けすることです。取得予定の農地の隣にはワイン醸造所を併設するので許可相当と思われます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

原田委員 ワイナリーを併設することだがいかなものか。

木村(辰)委員 局長の説明では営利を目的としないということだが、ワイナリーを併設してワインを作るとなると営利が絡んでくるのではないか。

事務局長 この法人はそもそも社会福祉法人であり、ワイナリーだけをしている法人ではないためそれには該当しないと考えます。

議長 法律の中で認められておりそれに十分該当しているので、このような法人が農地を所有することが出来るための特別な法律に基づいているため農業委員会としては何も却下はしない、法律に基づくということによろしいですか。

事務局長 その通りです。

後藤委員 場所だが、〇〇氏の材木置き場の所か。

事務局長 奥の農地です。

議長 他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号2及び3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。なお、4ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。2件の申請がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。貸し人は永野在住の〇〇氏、会社員及び〇〇氏、農業、借り人は高野に事務所を有する株式会社〇〇、土木建設業であります。永野地内の田2筆の一部について、申請地の東側に隣接する田の農地改良工事の運搬路として一時転用するため、賃借権及び使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1及び2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第464回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定につい

て議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第464回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。31件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。整理番号1について説明いたします。借り人は河崎三丁目に住の〇〇氏、貸し人は権現堂在住の〇〇氏であります。皆沢地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。借り人は下生居在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。宮脇地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3及び4については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3及び4について説明いたします。借り人は弁天一丁目に住の〇〇氏、貸し人は細谷在住の〇〇氏、〇〇氏及び山形市在住の〇〇氏であります。細谷地内の田5筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3及び4については、原案のと

おり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号5について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。借り人は南町在住の〇〇氏、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号5については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号6について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。借り人は下生居在住の〇〇氏、貸し人は下生居在住の〇〇氏であります。下生居地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号6については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号7及び8については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号7及び8について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏及び宮脇在住の〇〇氏であります。牧野及び宮脇地内の田7筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7及び8については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号9について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号9について説明いたします。借り人は永野在住の〇〇氏、貸し人は永野在住の〇〇氏であります。永野地内の田1筆について使用貸借権を設定するので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号9については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号10及び11については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号10及び11について説明いたします。借り人は三本松在住の〇〇氏、貸し人は金生東一丁目在住の〇〇氏及び相生在住の〇〇氏であります。相生地内の田畑2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号10及び11については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号12について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号12について説明いたします。借り人は金生西一丁目在住の〇〇氏、貸し人は四ツ谷二丁目在住の〇〇氏であります。泉川地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号12については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、  
整理番号１３について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１３について説明いたします。借り人は高野在住の〇〇氏、貸し人は  
高野在住の〇〇氏であります。高野地内の田３筆について賃借権を設定するもの  
で、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計  
画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えま  
す。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１３については原案のとおり許  
可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整  
理番号１４から１６については関連がありますので、事務局長より一括して説明いた  
します。事務局長。

事務局長 整理番号１４から１６について説明いたします。借り人は権現堂在住の〇〇氏、  
貸し人は権現堂在住の〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。権現堂及び金谷地  
内の田５筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細につい  
ては議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法  
第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１４から１６については原案の  
とおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、  
整理番号１７について事務局長より説明をいたしますが、江口勘四郎委員が当事者と  
なっておりますので、農業委員会に関する法律第３１条第１項の規定により、江口委  
員の退席を求めます。

(江口委員、退席)

議長 それでは、整理番号１７について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号１７について説明いたします。借り人は小白府在住の〇〇氏、貸し人  
は山形市在住の〇〇氏であります。狸森地内の田１筆について使用賃借権を設定  
するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。  
以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たす  
と考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、江口委員の着席を許可します。

（江口委員、着席）

議長 次に、整理番号１８について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１８について説明いたします。借り人は河崎三丁目在住の〇〇氏、貸し人は原口在住の〇〇氏であります。原口地内の畑１筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１８については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程６、報告第１号、農地法第４条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第１号、農地法第４条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の１０ページをお開きください。なお、１１ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。１件の届出がございました。整理番号１について説明いたします。届出者は旭町一丁目在住の〇〇氏、無職です。旭町二丁目地内の畑１筆について届出地の南西側に建設予定のアパートの通路とするため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。

議長 日程７、報告第２号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第２号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。なお、１３ページに位置図がございますので併せてご覧ください。２件の届出がございました。整理番号１について説明いたします。譲渡人は、松山一丁目在住の〇〇氏、譲受人は旭町

一丁目に住む〇〇氏及び〇〇氏で、いずれも公務員です。松山一丁目地内の畑3筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は、四ツ谷一丁目に住む〇〇氏、譲受人は山形市在住の〇〇氏、会社員です。弁天一丁目地内の畑1筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第3号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の14ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は牧野在住の〇〇氏、借り人は東根市在住の〇〇氏であります。牧野地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の15ページをお開きください。6件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1、3、4及び6については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

木村(辰)委員 整理番号6の東根市在住の〇〇氏は報告第3号で解約しているが、これは今まで誰かが作っていたということか。それで今回相続になったのか。誰から相続したか。相続であっせんありとなっているが誰かが作っていた

土地なのか荒れた土地なのか確認したい。

事務局 ○○氏の元の所有者、亡くなった方になりますが、牧野に住んでいた○○氏が所有だったものを娘さんの○○氏が相続した形になっております。元々○○氏の所有だったところまでは把握しておりますが、これまで誰かが作っていたかや現在荒れているかというところまでは事務局では把握しておりません。

議長 他に質問ございますか。発言なしと認めます。

議長 日程１０、報告第５号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第５号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の１６ページをお開きください。４件の届出がございました。整理番号１について説明いたします。貸し人は宮脇在住の○○氏、借り人は宮脇在住の○○氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第４６４回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、宮脇地内の田２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号２及び３については関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号２及び３について説明いたします。貸し人は牧野在住の○○氏、借り人は牧野在住の○○氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第４６４回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、牧野地内の田５筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号４について説明いたします。貸し人は権現堂在住の○○氏、借り人は権現堂在住の○○氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第４６４回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、金谷地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 1 1、報告第 6 号、承認した農地改良届出について報告します。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 6 号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の 18 ページをお開きください。2 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。所有者は皆沢に事務所を有する有限会社〇〇、施工者は藤吾に事務所を有する〇〇株式会社であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 2 について説明いたします。所有者は藤吾在住の〇〇氏、施工者は高野に事務所を有する株式会社〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 2 時 2 0 分)

議事録署名委員

議事録署名委員